

# 福岡県公報

平成22年9月8日

第3158号

## 目次

### 告示(第1428号 - 第1439号)

漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意	(漁業管理課)	.....	1
指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅	(漁業管理課)	.....	1
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	.....	1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	2
国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課)	.....	2
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	.....	2
道路の供用の開始	(道路維持課)	.....	3
保安林の所在場所等	(森林保全課)	.....	3
保安林の所在場所等	(森林保全課)	.....	3
土地改良区の定款の変更の認可	(農村整備課)	.....	4
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	4
福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	.....	4
公 告			
都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	.....	4
平成21年度財団法人都道府県会館の災害相互共済事業の経営状況	(総務事務センター)	.....	5
平成22年度家畜商講習会の開催	(畜産課)	.....	5
公安委員会			
道路交通法第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定			
の一部改正	(警察本部運転免許試験課)	.....	6

道路交通法第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定			
の一部改正	(警察本部運転免許試験課)	.....	6
道路交通法第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定			
の一部改正	(警察本部運転免許試験課)	.....	6
正 誤			
土地改良区の役員の就任及び退任(平成22年8月福岡県告示第1406号)中正誤		.....	7

## 告 示

福岡県告示第1428号  
 次の加入区について、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

平成22年9月8日

福岡県知事 麻 生 渡

加入区の名 称 三池港加入区

福岡県告示第1429号  
 次の加入区において平成18年9月福岡県告示第1722号により発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により平成22年9月8日を限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成22年9月8日

福岡県知事 麻 生 渡

加入区の名 称 三池港加入区

福岡県告示第1430号  
 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第

10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年9月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年8月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人九州沖縄子ども文化芸術協会

(2) 代表者の氏名

柳田 茂樹

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県朝倉市杷木久喜宮2787番地2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、九州沖縄地方の子どもと住民に対して、文化芸術活動への参加の促進を図るとともに、文化芸術の創造と普及に関する事業を行ない、また、子ども劇場をはじめとする子どもに関する諸団体に対して、連絡、交流、助言または援助の事業を行ない、子どもの心身の豊かな成長、地域文化形成及び文化芸術の振興を通し、公益の増進に寄与することを目的とします。

福岡県告示第1431号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年9月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

飯塚市大字鯉田字黒切136番、字赤松尾147番7及び147番57から147番61まで、字タラ池149番1及び149番4から149番6まで、149番10から149番17まで、字八反田201番9、201番10、250番1及び250番10から250番14まで、字渡り口259番9から259番11、293番4及び294番4、字経読442番64及び442番66、字柳ヶ谷1526番205から1526番209

まで及び1529番4並びに字本谷1557番3から1557番5、1560番28及び1550番29並びに2799番3から2799番8まで、3216番5から3216番10まで、3226番1から3226番3まで、3226番7、3226番8、3228番3から3228番5まで、3230番、3232番、3260番、3266番及び3279番2

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

飯塚市新立岩5番5号

飯塚市長 齊藤 守史

福岡県告示第1432号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成22年9月8日

福岡県知事 麻生 渡

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
香春町	平成20年度から平成21年度まで	地籍図及び地籍簿	大字採銅所の一部	平成22年8月12日
糸田町	平成20年度から平成21年度まで	地籍図及び地籍簿	大熊の一部	平成22年8月12日

福岡県告示第1433号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年9月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 GRAND MALL

(2) 所在地 福岡県遠賀郡水巻町頃末南二丁目13番1号 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

福岡県告示第1434号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年9月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年9月8日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	高田 天道線 停車場	飯塚市津原1190番1先から 飯塚市津原1220番1先まで

福岡県告示第1435号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年9月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林の所在場所

筑紫郡那珂川町大字埋金字坂谷238の1、238の2、258の6、258の68、258の104、259の1、259の2、259の5、260

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1436号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年9月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林の所在場所

筑紫郡那珂川町大字市ノ瀬字木実坂40の1から40の3まで、42の1、43の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1437号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成22年9月8日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良区名	認可年月日
糸島市二丈土地改良区	平成22年8月30日

福岡県告示第1438号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成22年9月8日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
古賀市新久保二丁目1059番3、1060番7、1061番17、1062番1、1064番2及び1067番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
古賀市新久保二丁目17番20号  
小野 吉朗

福岡県告示第1439号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成22年9月8日

福岡県知事 麻 生 渡

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	32	福岡市中央区天神2丁目13番1号 株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神2丁目13番1号 株式会社福岡銀行本店ほか54箇所 (今回変更した売りさばき所) 田川市伊田町15-15 株式会社福岡銀行伊田支店	平成22年 9月6日
旧			福岡市中央区天神2丁目13番1号 株式会社福岡銀行本店ほか54箇所 (今回変更した売りさばき所) 田川市日の出町1-7 株式会社福岡銀行伊田支店	

## 公 告

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則(昭和45年福岡県規則第43号)第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成22年9月8日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 変更しようとする都市計画の種類及び名称  
稲築都市計画道路3・5・1号大隈飯塚線
- 2 開催の日時及び場所
  - (1) 日時  
平成22年10月1日 午後7時から9時まで
  - (2) 場所  
稲築地区公民館講堂(嘉麻市岩崎1141)
- 3 都市計画の案の概要及び閲覧
  - (1) 都市計画の案の概要

路線名	位置	区域(延長)
-----	----	--------

3・5・1号大隈飯塚線	(廃止する)	
-------------	--------	--

(2) 閲覧

同案については、平成22年9月8日から同月22日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び嘉麻市役所住宅公園課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

- (1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成22年9月22日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。
- (2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることがある。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092 - 643 - 3711）に対して行うこと。

公告

平成21年度財団法人道府県会館の災害相互共済事業の経営状況について財団法人道府県会館理事長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第3項の規定により公表する。

平成22年9月8日

福岡県知事 麻 生 渡

1 建物損害共済事業決算額

分担金その他の収入合計額	2,248,670,920円
災害共済金経費その他の支出合計額	898,139,857円
期末正味財産合計額	23,757,489,635円

2 水力発電用機械損害共済事業決算額

分担金その他の収入合計額	1,113,694,228円
災害共済金経費その他の支出合計額	471,136,578円
期末正味財産合計額	7,387,210,650円

公告

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、平成22年度家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成22年9月8日

福岡県知事 麻 生 渡

1 講習の目的

家畜の取引の業務に必要な知識の習得を図る。

2 講習の対象者

家畜の取引の業務を行うため家畜商免許を必要とする者

3 開催日時及び場所

日	時	場 所
平成22年10月20日（水曜日）	午前9時～午後5時	福岡市博多区吉塚本町13番50号 吉塚合同庁舎8階802号会議室
平成22年10月21日（木曜日）	〃	

4 講習科目

科 目	時 間
家畜の取引に関する法令	4
家畜の品種及び特徴	4

家畜の悪癖、機能障害及び疾病	6
----------------	---

5 受講手続

(1) 受講希望者は受講申込書一部に写真（申込み前6か月以内に撮影した上半身、無帽、正面向きのもの）を貼付し、平成22年10月6日（水曜日）までに福岡県農林水産部畜産課（〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「畜産課」という。）に提出すること。

また、受講手数料3,100円（福岡県領収証紙によること。）は、領収証紙納付書に貼付の上、講習会第1日目の講習会場受付に提出すること。

(2) 講習会の受付は、講習会第1日目の午前8時30分から午前9時までの間に行う。  
(3) 受講申込書は、畜産課又は福岡県の農林事務所にて配付する。

6 講習の特例措置

獣医師法（昭和24年法律186号）第3条の規定による獣医師の免許を受けている者及び家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第1項の規定による家畜人工授精師の免許を受けている者に対しては、家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第1条の4第1項第2号及び第3号に掲げる事項の講習の全部又は一部を免除する。なお、講習の特例措置の適用を受けようとする者は、講習の特例措置適用申請書に必要事項を記入押印の上、獣医師免許証又は家畜人工授精師免許証の写しを添付し、受講申込書提出時に提出すること。

7 修了証明書の交付

所定の講習科目を修了した者には、修了証明書を交付する。

8 その他

(1) 受講者は、筆記用具を持参すること。  
(2) 講習会用テキストは、当日受付であっせんする（実費3,000円程度）。  
(3) 受講手続その他の問い合わせは、畜産課又は福岡県の農林事務所に対して行うこと。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第251号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成22年12月福岡県公安委員会告示第133号）の一部を次のように改正する。

平成22年9月8日

福岡県公安委員会

日本自動車学園北方校 北九州市小倉南区葉山町2-7-1 嘉久明子	日本自動車学園北方校 北九州市小倉南区葉山町2-7-1	を
--	--------------------------------	---

北方自動車学校 北九州市小倉南区葉山町2-7-1 嘉久明子	北方自動車学校 北九州市小倉南区葉山町2-7-1	に改める。
-------------------------------------	-----------------------------	-------

福岡県公安委員会告示第252号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成22年7月福岡県公安委員会告示第92号）の一部を次のように改正する。

平成22年9月8日

福岡県公安委員会

日本自動車学園北方校 北九州市小倉南区葉山町2-7-1 嘉久明子	日本自動車学園北方校 北九州市小倉南区葉山町2-7-1	を
--	--------------------------------	---

北方自動車学校 北九州市小倉南区葉山町2-7-1 嘉久明子	北方自動車学校 北九州市小倉南区葉山町2-7-1	に改める。
-------------------------------------	-----------------------------	-------

福岡県公安委員会告示第253号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成16年4月福岡県公安委員会告示第53号）の一部を次のように改正する。

平成22年9月8日

福岡県公安委員会

「  
 日本自動車学園北方校  
 北九州市小倉南区葉山町2-7-1  
 嘉久明子  
 日本自動車学園北方校  
 北九州市小倉南区葉山町2-7-1  
 嘉久明子  
 を  
 北方自動車学校  
 北九州市小倉南区葉山町2-7-1  
 嘉久明子  
 北方自動車学校  
 北九州市小倉南区葉山町2-7-1  
 嘉久明子  
 に改める。」

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
22・8・30	3154	告示	1406	1			後から8	表中	白本一郎	白木一郎
				2			後から10	表中	白本一郎	白木一郎